


平成 28 年 1 月 13 日

各 位

<不動産投資信託証券発行者名>

 **Re ジャパンリアルエステイト投資法人**
INVESTMENT CORPORATION
代表者名 執行役員 中島 洋
(コード番号 8952)

<資産運用会社名>

ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 片山 浩
問合せ先 執行役員企画部長 吉田 竜太
TEL. 03-3211-7951

資金の借入及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

当投資法人は、平成 28 年 1 月 13 日、資金の借入を決定するとともに、当該借入に関し、金利スワップ契約を締結することを決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 借入の理由

既存長期借入金（平成 25 年 1 月 15 日付けにて実行の長期借入金 20 億円）の返済資金に充てるため。

2. 借入の内容

<長期借入金①>

- | | |
|------------|--|
| (1) 借入金額 | 1,000 百万円 |
| (2) 借入先 | 株式会社八十二銀行 |
| (3) 金利 | 基準金利（ICE Benchmark Administration(IBA)3 ヶ月ユーロ円 LIBOR）+0.07%（注 1） |
| (4) 借入日 | 平成 28 年 1 月 15 日 |
| (5) 借入方法 | 平成 28 年 1 月 13 日に金銭消費貸借契約を締結
無担保・無保証 |
| (6) 利払期日 | 元本弁済日までの期間における 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月の 15 日（注 2） |
| (7) 元本弁済方法 | 元本弁済日に一括弁済 |
| (8) 元本弁済日 | 平成 35 年 1 月 16 日（期限前弁済可） |

<長期借入金②>

- | | |
|----------|--|
| (1) 借入金額 | 1,000 百万円 |
| (2) 借入先 | 株式会社伊予銀行 |
| (3) 金利 | 基準金利（ICE Benchmark Administration(IBA)3 ヶ月ユーロ円 LIBOR）+0.07%（注 1） |
| (4) 借入日 | 平成 28 年 1 月 15 日 |

- (5) 借入方法 平成 28 年 1 月 13 日に金銭消費貸借契約を締結
無担保・無保証
- (6) 利払期日 元本弁済日までの期間における 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月の 15 日 (注 2)
- (7) 元本弁済方法 元本弁済日に一括弁済
- (8) 元本弁済日 平成 35 年 1 月 16 日 (期限前弁済可)

(注 1) 利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、利払期日の 2 ロンドン営業日前のロンドン時間午前 11 時における ICE Benchmark Administration (IBA) 3 ヶ月ユーロ円 LIBOR となります。(ICE Benchmark Administration (IBA) が平成 28 年 1 月 12 日に発表した 3 ヶ月ユーロ円 LIBOR は 0.08086% です。)

(注 2) ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日とします。

3. 金利スワップ契約

(1) 金利スワップ契約締結の理由

平成 28 年 1 月 15 日付けにて借入予定の上記長期借入金について、金利変動リスクをヘッジするため。

(2) 金利スワップ契約の内容

<長期借入金①にかかる金利スワップ契約>

- (1) 相手先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行
 - (2) 想定元本 1,000 百万円
 - (3) 金利等 固定支払金利 0.265%
変動受取金利
(ICE Benchmark Administration (IBA) 3 ヶ月ユーロ円 LIBOR) +
0.07%
 - (4) 開始日 平成 28 年 1 月 15 日
 - (5) 終了日 平成 35 年 1 月 16 日
 - (6) 利払日 終了日までの期間における 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月の 15 日 (注 3)
- 金利スワップ契約の締結により、長期借入金①(1,000 百万円 期間 7 年)に係る金利は、実質的に 0.265% で固定化されることとなります。そのため、今後、ICE Benchmark Administration (IBA) 3 ヶ月ユーロ円 LIBOR にかかる金利の決定については開示を省略いたします。

<長期借入金②にかかる金利スワップ契約>

- (1) 相手先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行
- (2) 想定元本 1,000 百万円
- (3) 金利等 固定支払金利 0.265%
変動受取金利
(ICE Benchmark Administration (IBA) 3 ヶ月ユーロ円 LIBOR) +
0.07%
- (4) 開始日 平成 28 年 1 月 15 日
- (5) 終了日 平成 35 年 1 月 16 日
- (6) 利払日 終了日までの期間における 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月の 15 日 (注 3)

金利スワップ契約の締結により、長期借入金②(1,000百万円 期間7年)に係る金利は、実質的に0.265%で固定化されることとなります。そのため、今後、ICE Benchmark Administration(IBA)3ヶ月ユーロ円LIBORにかかる金利の決定については開示を省略いたします。

(注3) ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合はその直前の営業日とします。

4. 本件借入後の有利子負債の残高

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金	32,200	32,200	±0
1年内返済予定長期借入金	38,100	36,100	-2,000
長期借入金 (1年内返済予定分を除く)	282,650	284,650	+2,000
借入金合計	352,950	352,950	±0
1年内償還予定投資法人債	0	0	±0
投資法人債 (1年内償還予定分を除く)	20,000	20,000	±0
投資法人債合計	20,000	20,000	±0
有利子負債合計	372,950	372,950	±0

5. その他

本件借入の返済等に係るリスクにつきましては、最近の有価証券報告書(平成27年12月24日提出)における「投資リスク」から重要な変更はありません。

以 上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。